



ねり丸区消費者だより

ぷりずむ

第258号

練馬区公式アニメキャラクター ねり丸 ©練馬区

区長あいさつ…………… P2

消費トラブル処方せん

「見守り」高齢者の消費者トラブルを
防ぎましょう…………… P2~3

くらしサポート情報

遺品整理の意外な盲点、デジタル遺品・P4~5

お知らせ

出張講座のご案内、ほか…………… P6

電気通信サービス

こんな場合どうすればいいの？

Q

ちょっとした私や友人の
情報、お店で感じた
イヤなことなど書いて
はいけないの？



A

情報発信は慎重に行いましょう。

インターネットで発信した情報は全世界に公開されてしまいます。

軽はずみな情報発信は、相手から損害賠償を請求されたり、学校や職場から処分を受けることもあります。

一度発信した情報は消えません。不特定多数の人に読まれたり見られたりしても困らない内容かどうか注意して投稿しましょう。



編集・発行 ●練馬区経済課(消費生活センター)

練馬区石神井町2-14-1 電話：03-5910-3089

編集協力 ●練馬区消費生活センター運営連絡会

練馬区ホームページ：練馬区消費生活センター

検索

消費生活相談専用電話 03-5910-4860(月~金 午前9時~午後4時30分) ※土・日曜・祝休日・年末年始を除きます。

区長あいさつ



練馬区消費生活センターでは、契約トラブルや商品・サービスについての相談業務をはじめ、啓発イベントや講座の開催、消費者だより「ぷりずむ」の発行など、各種事業を実施しています。

区民の皆様が安全で安心して暮らせる地域社会を目指し、引き続き取り組んでまいります。

練馬区長 前川 耀男 あきお

消費トラブル処方せん

「見守り」高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう

高齢者をねらった悪質商法や、特殊詐欺による被害が後を絶ちません。家族や近所、介護ヘルパーなど周囲の人たちの「見守り」で、悪質な業者から高齢者を守りましょう。

高齢者の不安に業者はつけ込んできます

高齢になると様々な不安を抱えるようになります。
悪質な業者は不安な心の際につけ込んできます。

健康

「〇〇に効く」「〇〇が治る」などの宣伝文句を信じ、高額な健康食品を購入してしまふ。

生活費

「必ずもうかる」と言われ、怪しげな投資話に契約してしまふ。

ひとりぼっち

親切を装った悪徳業者と懇意になって契約してしまふ。



高齢者はなぜつけ込まれるのでしょうか？

高齢者特有の行動や心理が、被害の増加を招いている側面もあります。

*核家族化の増加

家に一人であることが多く相談する相手がない

*判断力の衰え

悪質かどうか判断できない

*表面化しようとしぬい

騙されたとわかってても、「はずかしい」「迷惑をかける」と思い、泣き寝入り

つけ込まれないためにはどうしたらよいでしょうか

家族やまわりの人たちの見守りが大切です。

こまめに連絡をとり合う

日頃からこまめに連絡をとるようにしまふ。日時を決めて電話をかけるなど、特に用事がなくても連絡をとり合うことを習慣づけてしまふ。

ふだんから話しやすい関係を築いておく

被害にあっても家族に怒られることを恐れて、秘密にする高齢者もいます。ふだんから、悩みを打ち明けやすい関係を築いておくようにしまふ。

介護ヘルパーやご近所にひと声かけておく

家族が遠方で暮らしている場合は、ご近所の人や町内会、民生委員などのみなさんにとときき様子を見てもらうように頼んでおきまふ。

たとえば…

ケース1



久々に実家に帰ると、大量の段ボールが置かれているのに気が付きました。近所で日用品をとっても安く販売している会場のチラシを見て訪ね、その場の雰囲気にもまれて高額な健康食品を分割払いで購入していました。

見守りチェックポイント

- ◎定期的にどこかに通って、食品や日用品をもらってきていないか
- ◎羽毛布団や健康器具、健康食品など見たことがない商品がないか



ケース2



担当している一人暮らしの女性が、家の修理の契約をしていました。床下の簡単な工事だけで100万円近い金額にびっくりし、さらに次々とリフォーム会社が自宅に訪問していると聞き、これは大変なことになっていると気が付きました。

見守りチェックポイント

- ◎見慣れない人や車が出入りしていないか
- ◎工事業者のカタログや見積書が置いていないか
- ◎同じような工事が何度も繰り返し行われていないか

まだまだある 見守りチェックポイント

- 1 宅配や郵便物が頻繁に届いていないか
- 2 業者からの電話が頻繁にきていないか
- 3 突然の電話におびえたり、慌てていないか
- 4 急に、生活費に困りはじめていないか
- 5 訪問販売業者が何度も訪れていないか
- 6 出資や投資のパンフレットが置かれていないか

まとめ

消費者トラブルに遭わないことが大切ですが、被害にあったとき、できるだけ早く発見することが被害の拡大防止につながります。家族やまわりの人たちの「気づき」「声かけ」で被害を少なくしていきましょう。

困ったときはまず相談

練馬区消費生活センター

☎03-5910-4860

月～金 午前9時～午後4時30分

遺品整理の意外な盲点、デジタル遺品

家族や近親者が亡くなると、故人の遺品整理をしなければなりません。これまでは目に見える財産や物品が遺品の対象でしたが、ITの急速な普及により、デジタル機器にも注意する必要が出てきています。

デジタル機器のデータが問題になります

故人のパソコンやスマートフォンなどのデジタル機器には故人のデータや、情報などが含まれています。デジタル遺品とは、デジタル機器に残された個人、家族や知り合いの情報、外部に出てはまずい仕事上の情報、または遺族の遺産に関わる情報のことをいいます。



デジタル機器には、どんな情報が入っている？

1 スマホで撮った写真や趣味に関するデータ

写真や動画、音楽、スケジュールや日記など、プライベートな情報が保存されています。多くは問題のないものがほとんどですが、写真や記述から、個人が特定される場合もあります。

2 SNS やブログ

故人だけでなく、家族の情報や知人の情報も含まれています。そのまま放置していると、故人になりすまされ、悪用される危険性があります。

3 住所や電話番号、メールアドレスなどの連絡先と履歴

アドレスに残されている個人情報（生年月日、住所等）、メールの履歴からプライベートな内容だけでなく、仕事に関する情報が流出してしまう可能性があります。

4 財産に関するもの

① クレジットカードや電子マネーの情報

パソコンやスマートフォンにクレジットカードや電子マネーの情報が残された状態で処分すると、情報が流出して悪用される恐れがあります。

② ネット銀行やネット証券

(FX《外国為替証拠金取引》等)

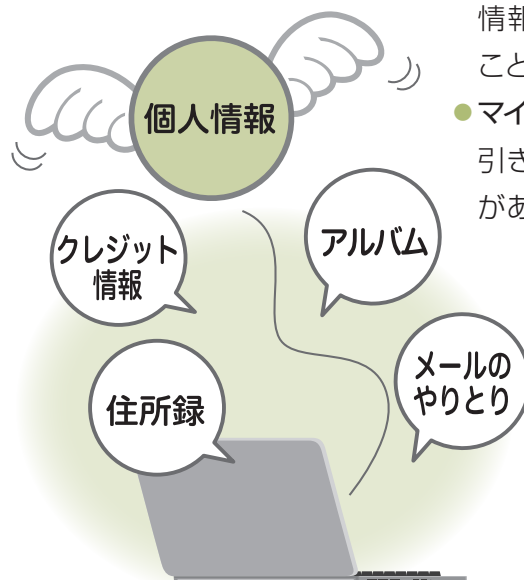
ネット銀行やネット証券でお金を管理している場合、そういった情報が遺族に伝わっていないことにより、相続でトラブルが生じたり、遺産の手続きに時間と手間がかかってしまいます。

③ その他の資産

● 仮想通貨

情報を知らないと資産が引き継げないことになります。

● マイレージ、電子マネー等のポイント類
引き継げるものと、引き継げないものがあります。



デジタル機器のデータを確認してから、消去しましょう

・デジタル機器の内容を確認する

故人のデジタル情報を見ようとすると、デジタル機器のロック解除ができないことが大きな障害となります。解除ができなければ、どんな情報が入っているのかがわかりません。

重要でないと思われる写真情報から、個人が特定されたり、住所が割り出されて、なりすまされることもあります。また、書き込まれたクレジット情報が流出するだけでなく、遺族が知らされていない資産があることもあるので、デジタル機器を処分する前に、内容の確認が必要です。

デジタル機器の端末のセキュリティーレベルは年々高くなっています。解除の相談に応じる専門業者もいますが、確実に解除できるとは限りません。費用も数十万円かかる場合もあります。

・デジタル遺品のデータを消去する

個人情報の流出防止のためには、データを消去しなければなりません。

一般的には

- ①データを「ごみ箱」に捨てる
- ②「削除」操作を行い、「ごみ箱を空にする」コマンドを使って消す
- ③ソフトで初期化（フォーマット）する
- ④付属のリカバリーCDを使い、工場出荷状態に戻すことで、データは消去できます。

ただし、より確実に消去するためには、業者サービスを利用するか、物理的・磁気的に機器を壊して、読めなくしなければなりません。



生前にやっておきたい!



パスワードを家族で共有している場合は問題ありませんが、個人でロックを設定している場合は、

- ① ネット上で利用しているサービス、アカウントやパスワードの一覧表を作成

して、パソコン上ではなく、紙で保存し、その保存場所を伝えておきましょう。

また、パソコンやスマートフォンの処分方法についても、希望があれば伝えておきましょう。

- ② 金銭面や対人関係でのトラブルなど、家族にも知られたくない情報がある場合は、こまめに削除しておきましょう。

まとめ デジタル機器に含まれる情報の処理の必要性を知っておきましょう。

一般的な遺品整理を業者に頼む時の留意点

遺品整理先が遠方だったり、遺品整理の時間が取れないなどで、遺品整理を業者に頼む場合は、以下のことに注意してください。

費用

業者へ依頼する場合、費用の算出方法は業者によって異なります。

- ① 部屋の面積で算出する：料金はあくまでも部屋の面積で決まるので、荷物が多いときに適しています。
- ② トラックの大きさや台数で算出する：荷物が少ない場合に適していますが、少しでも超過す

るともう1台分の追加料が発生するので見極めが必要です。

処分方法

遺品整理業者を利用すれば、煩雑な整理作業を任せられるというメリットがあります。しかし、どうしても残しておきたいものや、処分の決心がつかないものは事前に分けておくことが必要です。

トラブル防止のために

見積りの確認や追加料金の有無、作業の立ち合いなど、事前にきちんと確認をしましょう。費用もある程度まとまった金額が必要になります。

一緒に活動しませんか? **会員募集** 『練馬区消費生活センター運営連絡会』

練馬区消費生活センター運営連絡会は、消費者問題を考える5つのグループがあり、それぞれ練馬区と協働し、区民向けに様々な情報や学習の機会を企画・提供する活動をしています。

- テストグループ：身近な家庭用品の特性などについて実験を通じた学習
- 食とくらしグループ：練馬の食材を利用し、行事食などの料理教室や食と健康の講座を企画
- 展示グループ：生活にかかわるテーマのパネル作成
- 環境グループ：くらしが環境に与える影響などの学習・啓発
- 広報グループ：消費者だより「ぷりすむ」の企画・編集

上記のほか、くらしにかかわる問題などを区民の視点でとらえた消費者教室の企画運営も行っています。

申込・問合せ先 消費者団体活動室 ☎03-3996-6351 (月・水・金 午前10時～午後3時)

ご案内 練馬区消費生活センターの出張講座をご利用ください

内 容	消費者被害の未然防止を図るために、悪質商法などをテーマに消費生活相談員が講師としてお話しします。		
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ● 練馬区内の町会、自治会、学校、福祉施設、区民団体 (特に高齢者団体) など ● 民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、地域の高齢者見守りボランティアの方々の集会など ※10人以上の会合や集会を対象とし、個人への出張は行いません。		
派遣期間	月～金 (祝休日・年末年始を除く)	派遣時間	午前10時～午後5時の間 (30分～2時間程度)
申込方法	専用の申込用紙に必要事項を記入の上、講座開催希望日の1か月前までに下記申込先にFAX、郵送等でお申し込みください。 お申し込み内容に応じて相談の上、派遣を決定しお知らせいたします。 申込用紙は練馬区のホームページからダウンロードできます。		
費 用	無料 (講師謝礼、食事代、車代などは一切必要ありません)		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ● テーマ設定 (応相談)、会場確保、会場設営、受講者の募集は申込者が行ってください。 ● 原則として受講料を徴収する講座は、この出張講座の対象となりません。 		
申 込 ・ 問 合 せ 先	経済課消費生活係 (消費生活センター) ☎03-5910-3089 (月～金 午前8時30分～午後5時15分) FAX 03-5910-3440 〒177-0041 練馬区石神井町2-14-1 石神井公園区民交流センター内		

※【ぷりすむ】の録音版・点字版 (視覚障害者用) を制作、貸出ししています。詳しくは「NPO法人点訳・音声訳集団 一歩の会」TEL・FAX 3577-5666

広告 下記広告の内容に関するお問合せは、区では受け付けておりません。直接広告に掲載されている連絡先へお願いします。

リコールに関する重要なお知らせ

⚠ **重大な火災事故が発生しています**

**TDKの加湿器をお持ちの方は
すぐに
ご連絡願います**

対象加湿器は右記の4機種です。一台あたり**5千円**でお引取りいたします。

通話料無料 電話番号 **TDK株式会社 加湿器お客様係**

0120-604-777

受付時間 9:00～19:00 土・日・祝日も受付 インターネット

22年ほど前・1998年製造

27年ほど前・1993年製造



31cm

KS-500H



KS-300W



KS-31W



26cm

KS-32G

機種名は、本体裏側のラベル表示をご確認ください。

ご迷惑とご心配をおかけしております。謹んで深くお詫び申し上げます。 TDK株式会社